

(1) 副業を届出制とする場合の就業規則の規定例

(副業の届出)

従業員が、会社の就業時間外に副業に就く場合は、あらかじめ所定の手続きを経て、総務部へ届け出るものとする。

2 前項の届出は、次の基準を満たすものに限り行うことができる。

- (1) 会社の所定労働時間外、休業日、時間短縮勤務終了後に行うものであること
- (2) 深夜時間帯（22時～翌5時）の間に行われるものでないこと
- (3) 会社の業務と競業する業務でないこと
- (4) 風俗、暴力バーなど会社の信用や対面を傷つけるものでないこと

3 従業員が会社に届け出ることなく、副業を行った場合は、懲戒処分の対象とする。